



平成 30 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 彰
(コード番号 4041 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 グ ル ー プ リ ー ダ ー 竹 内 哲
(TEL 03-3245-6053)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続しないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。この基本方針に照らして、不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 138 回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本対応策」といいます）を導入いたしました。その後、平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 146 回定時株主総会まで、継続のご承認をいただいております。

本対応策の有効期限は、平成 30 年 6 月開催予定の当社第 149 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）終結の時までとなっていることから、当社では、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、その在り方について検討してまいりました。

その結果、コーポレート・ガバナンスの整備・強化に取り組むとともに、中期経営計画を着実に推進し、さらなる企業価値の向上を図ることが株主共同の利益の確保・向上につながると考えられること、また、金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本対応策の目的も一定程度担保されるようになったことから、本対応策を継続する必要性が相対的に低下してきていると判断し、有効期限が満了となる本株主総会終結の時をもって、本対応策を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、本対応策の有効期限満了後も、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見などを開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上